

特定健診を受けましょう

すこやか
けんこう

11月は児童虐待防止推進月間です

問 子育て・こども課こども未来係 ☎内線 150・167

児童虐待に関する相談件数は全国的に増加しています。本市子育て・こども課では昨年度中に児童虐待や子育てに関する不安などの相談が130件あり、そのうち新規相談件数は28件でした。

愛の鞭をやめて、子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼす可能性があります。

①子育てに体罰や暴言を使わない

叩くことによって得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖での行動であり、自分で考えた行動ではないため効果はありません。子どもだからといって暴力や暴言は許されません。「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。

②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない

恐怖を持つ親に対しては、子どもは心配事を相談できず、いじめや非行など大きな問題に発展する可能性があります。

③子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

子どもの「イヤ」は、自我の芽生えで成長の証しでもあります。子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け舟を出しながら、子どもの言い分を気長に聞きましょう。

④爆発寸前のイライラをクールダウン

親がもともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちょっとした行動をきっかけに、親のイライラが爆発してしまふことがあります。親のイライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。(深呼吸をする。数を数える。窓を開けて風にあたるなど)

⑤親自身がSOSを出そう

育児の負担を抱え込まず、家族に分担してもらったり、相談できる人を作ったりしてSOSを出しましょう。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

わたしたちの郷土

139
巻



鷹島2号沈没船現る！

7月15日～9月10日にかけて、九州国立博物館文化交流展特別展「水の中からよみがえる歴史・水中考古学最前線」が開催されました。この展示では、水中考古学の発展の様子やこれまでの調査の結果、最新の調査方法などが紹介されるとともに、その目玉として、鷹島2号沈没船の船首部分が原寸大で復元されました。

このたび、九州国立博物館のご好意により、この「鷹島2号沈没船船首部分原寸大模型」を埋蔵文化財センターで展示公開することになりました。

模型制作にあたっては、平成27年6月から7月に行った鷹島2号沈没船の発掘調査で撮影した沈没船の画像が使用されています。

調査時の海底の透明度は、良くても5m程度のため沈没船全体を見渡すことができません。そこで、至近距離から撮影した画像約3千枚を基に、太陽光線による色調の変化や水中の歪みをデジタル補正しながら3次元画像を制作しました。

これまで、HMD（ヘッドマウントディスプレイ）や「AR蒙古襲来」でしか見ることができなかった画像の一部が原寸大でご覧になれます。ぜひ埋蔵文化財センターへお越しになり、鷹島2号沈没船のスケールを体感してください。



▲鷹島2号沈没船船首部分原寸大モデル



消費生活センターだより

☎ 松浦市消費生活センター ☎ 内線 180、直通 72-1861

架空の訴訟はがきにご注意を！

～驚かせ連絡させる手口～

《相談事例》

今日、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが民事訴訟管理センターというところから届いた。「連絡しなければ原告の主張が全面的に受理され、給料や財産の差し押さえを強制執行する」と書いてある。心当たりはない。

確認するため、記載の相談窓口で電話で問い合わせると、「公共放送や定期購入の化粧品代に不払いはないか」「弁護士を紹介する」などと言われた。怖くなって電話を切ったが不安だ。

(70 歳代男性)

《ひとこと助言》

- ・ 架空の訴訟のはがきは、裁判所の機関だと思わせて信用させたり、「訴訟」と言って驚かしたり不安にさせて消費者に連絡させるように仕向け、脅してお金をだまし取ろうとする手口です。
- ・ 裁判所が訴訟の連絡をする際は、「特別送達」という封書で受け取りが確認できる形で送付されます。
- ・ メールによる架空請求も、驚かせて指定した電話番号やアドレスに連絡させようとする内容です。身に覚えのない請求などに対しては、相手に連絡してはいけません。
- ・ 架空請求などで支払い方法がよく使われるのが、コンビニエンスストアなどで販売しているプリペイドカードです。裏面の番号さえ分かればカードの購入額を使うことができます。「カード番号を教えて」、「カードの裏面の写真を送って」などの指示は詐欺の手口です。

《架空請求の特徴》

初めて届いた通知なのにすぐに裁判が始まるように書く。

《架空請求の特徴》

公的機関のような名称を用いる。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について、利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせください。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇日

法務局管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
時間 9:00 ~ 20:00 (日、祝日除く)

▲架空請求ハガキ (例)

《架空請求の特徴》

請求金額や債務の内容があいまい。

《架空請求の特徴》

期限を設け、連絡すれば訴訟が取り消されるように書く。

ハガキだけでなく、携帯電話やスマートフォンのメールで届くこともあります。



※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

※省略文字：☎ 問合せ先